について考える

~空家の適切な管理をお願いします~

適切な管理が行われていない空家が全国的に問題となっています。平成27年には「空家等対策の推進に 関する特別措置法」が施行され、空家の所有者等は適切な管理に努めるものとされています。

倒壊により、周囲の歩行者や住民に危

都市計画課都市計画G **☎**55-9627

が及びます。

▲保安上の問題がある空家の例 (参考写真:国土交通省資料より出典)

建物が傷み、屋根瓦の落下や建物の 保安上の問題 回が問題か?

津島市の状況

のも多くあります。 辺の生活環境に悪影響を与えているも 険なものや、雑草などの繁茂により周 その中には倒壊や崩落の恐れがあり危 られます(平成28年度調査による推計)。 い空家が約1300戸存在すると考え 現在市内には、市場に流通していな

影響を与えます。

ます。

衛生上の問題

害虫の発生を招き、周囲に衛生上の悪 ごみの放置や草木の繁茂がにおいや



▲景観上の問題がある空家の例 (参考写真:国土交通省資料より出典)

京観上の問題



▲衛生上の問題がある空家の例 (参考写真:国土交通省資料より出典)

的な換気、点検、補修や清掃、庭木のせ 様々な問題が生じます。そのため定期 空家は放置しておけば、劣化等が進み、

ん定等の適切な管理をお願いします。

▲防犯上の問題がある空家の例

(参考写真:国土交通省資料より出典)

よる犯罪や放火を誘発する原因となり **扉や窓の破損により、不法侵入者に**

防犯上の問題

ご紹介します) 適切な管理とは?(一例を

ハチの巣を見 つけた場合は、 駆除業者に依 頼して除去等 の対策をとる

その他周辺の生活環境の保全を図る

ために放置することが不適切である

より著しく景観を損なっている状態

る状態

津島市空家等解体促進費

補助制度のご案内

について補助制度を創設しました。

平成30年度から津島市では、市内の空 家のうち、その構造または設備が著しく不 良であるため居住の用に供することが著 しく不適当である住宅(不良住宅)の解体

空家の倒壊や、瓦や外壁の落下などによ り周辺住民や近隣の家屋に被害が発生し た場合は、所有者等はその責任を負うこと

になります。地域の良好な生活環境を維持

していくためにも、制度の活用をご検討く

最大20万円(予算の範囲内)

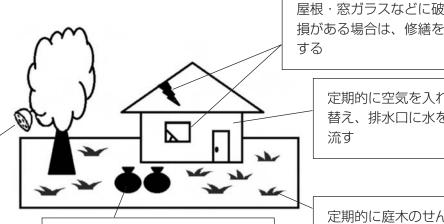
平成30年10月31日(水)

255-9627

都市計画課都市計画G

不良住宅に該当す

適切な管理が行われていないことに



敷地内のごみや可燃物は撤去する

損がある場合は、修繕を する

> 定期的に空気を入れ 替え、 排水口に水を 流す

定期的に庭木のせん 定や除草をする

りたいとき

特定空家等への措置について

等です。 の推進に関する特別措置法」に基づき、 ずれかの状態にあると認められる空家 こととなりました。 長は必要な措置を講じることができる 「特定空家等」の所有者等に対して、市 そのまま放置すれば倒壊等著しく保 著しく衛生上有害となるおそれのあ 安上危険となるおそれのある状態 対象となる「特定空家等」とは次のい 平成27年に施行された「空家等対策

こんなときはお問い合わせください

たとき 危険、有害と思われる空家を見かけ

地域の空家のことで困っているとき

空家の適正管理や利活用について知

②勧告

※勧告を受けた場合、その敷地は住宅 計画税の課税標準の特例対象から除 用地に対する固定資産税および都市 要な措置をとるように勧告します。 も状態が改善されないときには、必 助言または指導をした場合において

③ 命 令

ます。

外され、税額が上がる可能性があり

らなかった場合は、勧告に係る措置を 正当な理由なく勧告に係る措置を取 を行います。 空家の所有者等には、次のような措置 市長は特定空家等にあたると認めた

①助言または指導

指導します。 必要な措置をとるように助言または 建物の除却、修繕や立木竹の伐採等

※命令に違反した者は、50万円以下の 過料が科せられます。 とることを命令します。

④代執行

います。 修繕、立木竹の伐採等の代執行を行 合は、行政代執行法に基づいて、除却 命令をしても状態が改善されない場

※代執行に要した費用は所有者等に負 担していただきます。

(参考写真:国土交通省資料より出典)

ださい。

補助金額

募集締切

申込·問合

補助対象となる空家

る空家(詳しくは下記へ)